

野木町文化会館運営基本構想

平成30年11月

野 木 町

【 目 次 】

はじめに	1
I 第8次野木町総合計画（キラリのぎプラン）	2
II 文化会館の新たな基本理念	3
1 野木町文化会館の基本理念	3
2 野木町文化会館運営基本方針	3
III 文化会館運営について	5
1 重点目標	5
2 野木町文化会館運営組織及び事務分掌	5

【沿革】

平成 7年5月	野木町文化会館完成 財団法人野木町施設振興事業団 （以下財団）が管理運営を開始
平成 7年6月	野木町文化会館オープン
平成18年4月	指定管理者制度導入 財団が指定管理者となる
平成24年4月	財団が公益財団法人野木町施設振興事業団となる
	現在に至る

野木町文化会館運営基本構想

はじめに

野木町文化会館は、「町民の文化の振興及び福祉の増進を図る」ことを目的に平成7年5月から財団法人「野木町施設振興事業団」として運営を開始しました。

平成24年度には、財団が公益財団法人となり、以来、公益性の趣旨に沿ってバランスの良い管理運営をしてまいりました。

しかしながら、町内の文化振興を目的とした講座や文化団体、芸術家等の支援事業に関しては、公益財団法人の性格上、十分に推進するには弱いところがありました。

野木町において、文化の振興は「小さくてもキラリと光るまち」づくりの要です。その中で文化会館は、町内文化を発信する拠点として、文化活動団体等に対する支援や育成を担う重要な文化施設であります。

そこで、町民の多様なニーズに即応力をもって柔軟に対応するため、地域の文化振興や団体等の育成支援につながる事業を重点においた、新たな野木町文化会館運営基本構想をここに示します。

この構想をもとに野木町文化会館が町民に利用しやすく、親しまれるような「文化の殿堂」に再生します。

I 第8次野木町総合計画（キラリのぎプラン）

平成27年度に策定した「第8次野木町総合計画（キラリのぎプラン）」には、野木町としての文化振興の目指すべき方向性を示し、その実現のための施策を示しました。

（1）文化振興における現状と課題（施設に係る現状と課題）

文化芸術は、それに接することによって感動し、ゆとりや潤いを実感することができ、心豊かな生活の実現に大きく寄与するものです。今日、生活スタイルの多様化や高齢社会の到来などにより、文化芸術活動に対する人々の意欲も高まっていると考えられます。

本町では、既に多くの団体やサークルが各種文化活動を活発に展開しており、新たに活動に参加したいというニーズもふまえて、文化祭や公民館まつりなどの開催、更には文化団体やサークル活動に対しする支援を行っております。また、文化活動の代表的な組織である文化協会においても各種初心者教室を開催するなど、町民が文化芸術に触れる機会の提供を行っています。

今後、より多くの町民が文化芸術に継続的に参加してもらうためには、各種団体・サークルの活動情報を町民に積極的に提供したり、活動の場の充実を図ったりすることが必要です。そのため公民館や文化会館などの既存施設の整備・充実が求められます。

（2）文化振興における施策の目標（文化施設に係る目標）

町民一人ひとりが自分らしく生きるための糧となる文化活動の活性化を図るとともに、活動を支える各種文化施設の整備に努めます。

（3）文化振興における施策の概要

＜文化活動の活性化＞

町民が自主的に文化芸術活動を展開できるように、文化会館を拠点として、町民のニーズに即した事業や活動の充実を図るとともに、文化振興のための普及啓発活動や、近隣市町等との文化交流の促進を図ります。

また、町民の文化芸術活動への参加促進を目指し、文化協会と連携した初心者教室の実施支援などを行います。

更に、地域活性化に繋がるような新しい文化の創出を図ります。

＜文化施設の整備＞

地域住民や文化団体等が、日頃身近なところで多様な文化活動に取り組むことができるように、文化活動の拠点としての文化会館の整備を進め、文化芸術の場や鑑賞の機会を提供します。

II 文化会館の新たな基本理念

野木町総合計画に示された現状と課題や目標等を踏まえ、「文化の薫り高いまちづくり」に寄与するための文化会館としての新たな基本理念を基に管理運営します。

1 野木町文化会館の基本理念

文化芸術は、ひとづくり、地域づくりの基盤であり、多くの恵みをもたらす社会の財産です。

野木町文化会館が、多くの人が集う交流の場となり、町民がいろいろな文化芸術に触れ、文化芸術を受け継ぎ、創造し、発信する拠点施設となるために、次のとおり文化会館の基本理念を定め「文化の薫り高いまちづくり（文化のまち）」の推進に努めます。

＜基本理念＞

- (1) 多様な文化芸術に触れる。
- (2) 優れた文化芸術に触れ感動する。
- (3) 文化芸術をとおして、人材育成を図る。
- (4) 文化芸術を継承し、創造し、発展させる。
- (5) 多様な学びができる。
- (6) 町内外に情報を発信する。
- (7) 町民が利用しやすい。

2 野木町文化会館運営基本方針

基本理念を実現するために、次の基本方針を踏まえ運営します。

＜野木町文化会館運営基本方針＞

野木町文化会館では、今まで様々な事業を展開してまいりました。

今後は、基本理念の実現に向け、施設の強みを活かした既存事業の継続や精査、地域の文化振興や団体等の育成・支援につながる事業などを実施してまいります。

そのため、次の4つの基本方針を定めます。

- (1) 親しみやすい文化の殿堂として、町民の文化活動を推進し、町民の文化度を高める文化会館
- (2) 多様な町民ニーズに対応した文化会館
- (3) 笑いの文化をとおして町民の人生を明るく潤いあるものとし、健康で笑顔あふれるまちづくりの拠点となる文化会館
- (4) 町民のいろいろな文化芸術活動に対応できる文化会館

【具体策】

- (1) 親しみやすい文化の殿堂として、町民の文化活動を推進し、町民の文化度を高める文化会館

- ・ **町内文化団体の支援、レベルアップ**
- ・ **町内関係アーティスト等の掘り起こし、紹介、支援**
- ・ **町内伝統文化芸能の掘り起こし、紹介・発表の場の設定**
- ・ **屋外や未活用スペースの利用**
- ・ **各種調査活動**
- ・ **友の会等の育成 など**

- (2) 多様な町民ニーズに対応した文化会館

- ・ **会館の特徴を活かしたコンサート、発表会などの自主事業**
- ・ **町内外のアマチュアの愛好家等による演奏会**
- ・ **音楽コンクール等の誘致 など**

- (3) 笑いの文化をとおして町民の人生を明るく潤いあるものとし、健康で笑顔あふれるまちづくりの拠点となる文化会館

- ・ **笑いの文化の自主事業と情報発信**
- ・ **ワークショップをとおした体験学習**
- ・ **各種宣言に係わる支援 など**

- (4) 町民のいろいろな文化芸術活動に対応できる文化会館

- ・ **幼保小中学校文化・研修活動の発表支援**
- ・ **町民劇・オペレッタ等の創作**
- ・ **美術、書道等その他の芸術作品の展示、鑑賞**
- ・ **新しい文化芸術活動に対応した支援 など**

【事業展開の考え方】

今後は、基本理念及び基本方針に基づき、文化会館の事業展開については、次のように段階的に進めていきます。

まず、文化芸術を楽しむ町民を増やしていく土壌づくりとしての「鑑賞・体験事業」については、継続して実施してまいります。

次に、文化芸術活動を行う方々や地域の文化振興・団体等に対して育成・支援を図り、オリジナル作品の創造や独自のイベント企画など、野木町を広く発信していく「創造・発信事業」の展開に努めます。

親しみやすい文化の殿堂としての「交流・賑わいづくり事業」については、事業を展開していく中で検討をしてまいります。

Ⅲ 文化会館運営について

1 重点目標

(1) 町の文化向上に寄与できる運営を行う

野木町の文化向上及び将来の文化づくり、人づくり、まちづくりに寄与する施設として、より多くの町民の方々に利用していただくための取り組みを行います。

(2) 利用者のニーズに合ったサービスを提供する

文化会館を利用して催物を行う際の費用等の相談や新たな活動を始める際の相談等、利用される方が直面するさまざまな困難に対し、専門的なアドバイス・支援を行い、利用手続きの簡素化に努め、安心してご利用いただけるようにします。

(3) より良い使い方を提案する

自主事業等を実施してきたノウハウを活かして、利用する方との打ち合わせなどの対応では、施設の利用方法や設備・備品の使用方法など、より良い使い方を提案します。

(4) 広報宣伝を推進する

「広報のぎ」や町・会館ホームページ、その他の広報媒体を利活用し、野木町文化会館の広報宣伝を継続して行います。

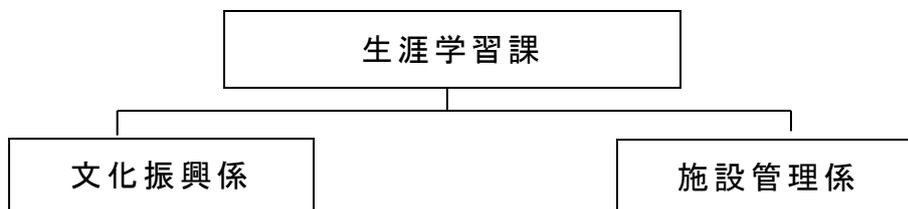
(5) 既存の自主事業の継続や精査を図る

既存自主事業の継続や精査を行い、新たにクラシック音楽や笑いの文化に積極的に関わるよう努めます。また、地域の文化振興や文化の育成につながる自主事業の計画・実施に努めます。

(6) 職員のスキルアップ、スキルミックスによる費用対効果の向上を図る

専門性を持った職員を配置しつつ、会館に必要とされる多様な業務を学び、相互に業務を補完し、職員自ら取り組める業務を増やして委託業務を減らすなど、効率的な運営ができるよう、職員一人ひとりのスキルアップ（技能向上）とスキルミックス（横断的な業務の実施）を図ります。

2 野木町文化会館運営組織及び事務分掌



【事務分掌】

- ・文化振興に関すること
- ・文化振興団体の指導助言及び連絡調整に関すること
- ・その他文化振興に関すること

【事務分掌】

- ・文化会館の管理に関すること
- ・文化会館の庶務に関すること
- ・文化会館の使用許可に関すること
- ・文化会館の企画及び調整に関すること
- ・その他文化会館に関すること